解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

大分県日田市大字高瀬一四七九番地

財団法人長家育英会

代表清算人　梅木　哲

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年五月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

沖縄県浦添市港川二丁目五番二号

医療法人華の会

清算人　岸本眞知子

解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

山形県上山市河崎一丁目一番一〇号　上山市教育委員会内　財団法人上山市育英会

代表清算人　齋藤　光

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月一日開催の社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

社団法人群馬県警友会

清算人　荒居　健一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日付けで国土交通省北陸地方整備局長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

金沢市幸町一二番一号

石川県住宅供給公社

清算人　水岡　弘行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

福井県小浜市大手町六番三号

財団法人小浜市体育振興会

代表清算人　松崎　晃治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年四月五日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

岐阜県岐阜市問屋町二丁目一九番地五

問屋町西部南街区市街地再開発組合

代表清算人　若原　考行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

岡山県勝田郡勝央町勝間田四七番地

財団法人岡山県立勝間田高等学校後援会

清算人　福田　敬

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

広島県山県郡北広島町中祖二一〇番地

社団法人中祖親徳会

代表清算人　室屋　守

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

愛媛県松山市若草町八番地二

財団法人松山市高齢クラブ連合会

代表清算人　篠崎　英夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日愛媛県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

愛媛県松山市高砂町三丁目一三五番地の一

財団法人愛媛県婦人会館

代表清算人　山本アツ子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

北海道士別市東五条九丁目一六〇七番地一四

財団法人士別中小企業勤労者福祉協会

代表清算人　佐藤　元信

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

北海道雨竜郡沼田町旭町一丁目一番三九号

財団法人沼田交通教育協会

代表清算人　山岸　博美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

岩手県盛岡市愛宕町六番八号

財団法人盛岡市水道サービス公社

代表清算人　白根　敬介

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

千葉県八街市八街に一二一番地

財団法人芙蓉服装学院

代表清算人　今井　芳枝

代表清算人　今井　秀男

代表清算人　中村　明

代表清算人　中村　喜衛

代表清算人　加藤　義俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

新潟県柏崎市小倉町九番二号

財団法人柏崎実践学園

清算人　丸山　庸